

横浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しの支援を目的とし、本市があらかじめ指定した対策講座の受講のために本人が支払った費用の一部を支給します。

対象者

次の①～③を満たす方（講座指定申請及び各給付金の支給申請（後記「手続き」参照）時に、下記要件を満たすことが必要です）

- ① 市内に居住する 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父並びにその児童（20 歳未満）
- ② 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる
- ③ 他の自治体からのものを含め過去に受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していない

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの

※ 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、当支援事業の対象外です。

※ 受講修了時給付金の支給申請時には、受講料領収書（コピー）及び受講修了証明書（原本）の添付が必要となります。給付金を受けようとする場合は、必ず、事前にこれらの書類の提供が可能かどうかを養成機関に確認してください。

支給額

	支給時期	通信制	通学制または通学と通信の併用制
①受講開始時給付金 （受講費用の 4割相当額）	対象講座の受講を開始した際	上限額 10 万円	上限額 20 万円
②受講修了時給付金 （受講費用の 5 割相当額から①を差し引いた額）	受講を修了した際	①との合計の 上限額 12 万 5 千円	①との合計の 上限額 25 万円
③合格時給付金 （受講費用の 1割相当額）	講座の受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際	（①・②との 合計の 上限額 15 万 円）	（①・②との合計の 上限額 30 万円）

手 続 き

各手続きにおいて、期限を厳守してください。

●受講開始前の手続き

- ① 受講する講座を決める
- ② 電話での事前相談を行う（横浜市こども家庭課：045-671-2390）
①で決めた講座や生活状況などをお伺いした上で、本市から申請書を送付します。
※受講開始予定日の1か月前を目安にご相談ください。
- ③ 講座指定申請（※必ず受講開始日より前にご提出ください。）
申請書を記入・必要書類を添付し横浜市こども家庭課宛てに提出してください。

●受講開始後の手続き

- ④ 受講開始時給付金の申請
講座受講開始日から起算して30日以内に支給申請手続きを行ってください。

●受講終了後の手続き

- ⑤ 受講修了時給付金の申請
修了日から起算して30日以内に支給申請手続きを行ってください。
- ⑥ 合格時給付金の申請
受講修了時給付金を受給している方で、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に
全科目合格した場合、合格証書に記載されている合格日から起算して40日以内に支給申請
手続きを行ってください。

支 給 方 法

各支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

問 合 せ ・ 申 請 書 送 付 先

横浜市こども青少年局こども家庭課 高卒認定試験合格支援給付金担当
〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925